

別表 1 認定分野

社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則第13条、14条に定める認定分野は、次のとおりとする。

認定分野 A	歯科衛生業務において十分な実践力を有し、さらに医療連携・多職種連携に対応した高度かつ総合的な知識・技術を必要とする分野であり、本会が特定する分野とする。	1 生活習慣病予防（特定保健指導） 2 在宅療養指導（口腔機能管理） 3 摂食・嚥下リハビリテーション
認定分野 B	歯科衛生業務において十分な実践力を有し、歯科医療の特定の専門分野において高度な知識・技術を必要とする分野であり、関連する専門学会等との連携により特定できる分野とする。	1 障害者歯科

別表 2 認定研修受講者基準

社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則第10条に定める認定研修受講者基準は、本会生涯研修制度「専門研修」の研修コース別・研修項目において30単位以上を修得し、認定研修コース別受講者基準を満たし、歯科衛生士業務経験3年以上の者とする。

1 専門研修別・研修項目

区分	研修コース	研修項目	単位 (1単位60分)
基本研修	A 臨床研修コース	a 歯周治療の基本技術	1.5
		b 摂食・嚥下機能療法の基本技術	1.5
	B リフレッシュコース	c 最新・歯科診療補助の医療技術	1.5
		d 幼児・学齢期歯科保健	
e 成人歯科保健			
f 高齢者・要介護者歯科保健			
g 医療安全・感染症予防			
C 特定コース (平成17年度～21年度)	h 救急救命処置・心肺蘇生法	1.5	
	i トピックス・その他		
特別研修	D 自己学習コース	高齢者ケアの基礎と実践 (修業年限延長に伴う有資格者の補完研修)	1.5
指定研修	E 指定研修コース	本会指定の教育研修機関等の受講及び学会等への参加、発表、論文掲載等。自己申告による。(別記1参照)	1.5
		本会指定の4年制大学、大学院課程、専攻科及び病院等の臨床研修課程等を修了。自己申告による。(別記2参照)	1.5

2 認定研修コース別受講者基準

認定研修コース	受講者基準（2コース・30単位以上）の内訳	
	必修	選択
1 生活習慣病予防 （特定保健指導）	A 臨床研修コース a 歯周治療の基本技術	B リフレッシュコース
		D 特別研修
		E 指定研修
2 在宅療養指導 （口腔機能管理）	A 臨床研修コース b 摂食・嚥下機能療法の 基本技術	A 臨床研修コース a 歯周治療の基本技術
		C 特定コース 高齢者ケアの基礎と実践
		D 特別研修 日本老年歯科医学会での受講学習、能 動学習を含む。
		E 指定研修
3 摂食・嚥下リハ ビリテーション	A 臨床研修コース b 摂食・嚥下機能療法の 基本技術	A 臨床研修コース a 歯周治療の基本技術
		D 特別研修 日本摂食・嚥下リハビリテーション学 会での受講学習、能動学習を含む。
		E 指定研修

3 認定研修受講者暫定基準

第2次生涯研修制度（平成13年4月1日以降）の専門研修Ⅰ、専門研修Ⅱ、特別研修において下記のいずれかの組み合わせにより修了証の交付を受けた者で、歯科衛生士業務経験5年以上の者は、認定研修コース別に暫定基準を適用する。この暫定基準の適用は、平成23年3月31日までとする。

(1) 生活習慣病予防（特定保健指導）コース

（暫定基準1）

専門研修Ⅰ	成人・高齢者+	専門研修Ⅰ 成人・高齢者以外のコース
		専門研修Ⅱ アドバンス
		専門研修Ⅱ トピックス
		特別研修 歯科衛生学会、他
専門研修Ⅱ	アドバンス+	専門研修Ⅰ 成人・高齢者
		専門研修Ⅱ トピックス
		特別研修 歯科衛生学会、他
	トピックス+	専門研修Ⅰ 成人・高齢者
		専門研修Ⅱ アドバンス
		特別研修 歯科衛生学会、他

（暫定基準2－特例）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診及び特定保健指導が実施されるに伴い、本コース・生活習慣病予防（特定保健指導）コースにおいて、食生活の改善指導等を担当する歯科衛生士の人材育成を図ることが求められる。

そこで、本会会員であって、次の要件を満たす者は、特例として本コースの認定研修受講対象者とすることができる。ただし、本暫定基準2（特例）の適用は、平成23年3月31日までとする。

1) 産業の場で労働者等に対する生活習慣病予防の相談・指導・教育等の業務（産業保健業務）に従事し、産業保健に関する一定の研修を履修した歯科衛生士については、下記の各要件を満たし、本会の認定研修受講者と同等以上の知識・技術を有すると認められた場合は、暫定基準1にかかわらず、本コースの認定研修受講対象者とすることができる。

- ① 歯科衛生士業務経験5年以上、内、産業保健業務従事年数3年以上の者。
- ② 産業歯科保健研究会等の研修会において5回以上の受講経験がある者、または講師等の指導経験のある者。
- ③ 前2項を満たした者で、産業歯科保健研究会の推薦を受けた者。

2) 都道府県、市区町村等において生活習慣病予防の相談・指導・教育等の業務に従事し、保健指導等の実践において5年以上の業務経験があり、都道府県歯科衛生士会長の推薦を受けた者は、暫定基準1にかかわらず、本コースの認定研修受講対象者とすることができる。

(2) 在宅療養指導（口腔機能管理）コース

(暫定基準)

専門研修Ⅰ	要介護者・障害者+	専門研修Ⅰ 要介護者・障害者以外のコース
		専門研修Ⅱ 特定コース
		特別研修 日本歯科衛生学会、他
		特別研修 老年歯科医学会、摂食・嚥下リハ学会
専門研修Ⅱ	特定コース+	専門研修Ⅰ 要介護者・障害者
		特別研修 日本歯科衛生学会、他
		特別研修 老年歯科医学会、摂食・嚥下リハ学会

(3) 摂食・嚥下リハビリテーションコース

(暫定基準1)

専門研修Ⅰ	要介護者・障害者+	専門研修Ⅰ 要介護者・障害者以外のコース
		専門研修Ⅱ 特定コース
		特別研修 日本歯科衛生学会、他
		特別研修 老年歯科医学会、摂食・嚥下リハ学会
専門研修Ⅱ	特定コース+	専門研修Ⅱ 要介護者・障害者
		特別研修 日本歯科衛生学会、他
		特別研修 老年歯科医学会、摂食・嚥下リハ学会

(暫定基準2)

次の要件を満たし、本会の認定研修受講対象者と同等以上の知識・技術を有すると認められた場合は、暫定基準1にかかわらず、本コースの認定研修受講対象者とすることができる。

- ① 医療機関や施設等において、摂食・嚥下障害者に対する摂食・嚥下機能療法等の業務に従事し、歯科衛生士業務経験5年以上の者
- ② 歯科衛生士教育・研修の場で、摂食・嚥下障害者に対する摂食・嚥下機能療法等の教育・指導に従事し、歯科衛生士業務経験5年以上の者
- ③ 都道府県歯科衛生士会、関係団体等において、摂食・嚥下機能療法またはそれに準ずる研修を受講し、一定のコースを修了した者
- ④ 前1項、2項、3項のいずれかを満たし、都道府県歯科衛生士会長の推薦を受けた者

(別記1) 自己学習コース

本会生涯研修制度「専門研修－特別研修」に指定した教育研修機関・学会等における教育研修。研修会・学会等への受講・参加による学習を受講学習とし、歯科衛生業務に関連する学会等での研究発表、学会雑誌等の学術論文投稿による主体的学習を能動学習とする。

(自己学習の対象となる研修)

区 分	対 象 研 修	単 位 (参加1回に付)	共 著 共同演者
1 受講学習	① 日本歯科衛生学会学術大会	3	
	② 国立保健医療科学院歯科衛生士研修	3	
	③ 全国歯科衛生士教育協議会研修	3	
	④ 関連学会 ※	3	
	⑤ 国際学会等(IFDH、IADR、AAP、IADH) ※※	3	
	⑥ 本会が主催・共催する研修 (認定研修を除く)	2	
	⑦ その他本会が指定した研修	1	
2 能動学習	① 日本歯科衛生学会学術大会での発表	演 者 5	共同演者 2
	② 国際学会等(IFDH、IADR、AAP、IADH)での発表 ※※	演 者 5	共同演者 2
	③ 関連学会での発表 ※	演 者 5	共同演者 2
	④ 日本歯科衛生学会雑誌への論文投稿	著 者 1 0	共 著 者 3
	⑤ 国際学会等(IFDH、IADR、AAP、IADH)投稿 ※※	演 者 1 0	共同演者 3
	⑥ 関連学会雑誌等への論文投稿 ※	著 者 1 0	共 著 者 3
	⑦ 日本歯科衛生学会、関連学会、教育研修機関 等における講演、特別講義等	講 師 5	—
	⑧ 日本歯科衛生士会生涯研修制度の専門研修 における講義、実習指導等	講 師 5	実習指導 2

注) ① 自己学習の申請は、本会所定の「特別研修－自己学習申請書」に日程、プログラム及び受講証(参加証等(書式指定なし))の写しを添付し、提出する。ただし、申請対象となる期間は、当該年度分とし、毎年度末(3月31日)までに申請する。

② 学会等に参加し、なおかつ発表した場合は、単位数の多い方を優先し、参加と発表の単位を重複しての申請は認められないこと。

※ 関連学会(別表4)

※※ IFDH: International Federation of Dental Hygienists 国際歯科衛生士連盟

IADR: International Association for Dental Research 国際歯科研究学会議

AAP: American academy of Periodontology アメリカ歯周病学会

IADH: International Association for Disability and Oral Health 国際障害者歯科学会

(別記2) 指定研修コース

本会生涯研修制度「専門研修－指定研修」に指定した歯科衛生士教育機関等の4年制大学、大学院課程、専攻科及び病院等の臨床研修課程等における教育研修。

(指定研修の対象となる教育研修課程)

区 分	対象教育機関・施設名	単 位
1 4年制大学課程修了		1 5
2 大学院(修士・博士)課程修了		1 5
3 専攻科及び病院等の臨床研修課程修了		1 5

注) 指定研修の申請は、本会所定の「指定研修申請書」に所定の事項を記入し、各課程の修了証明書(書式指定なし)、学位記等の写しを添付し、提出する。

別表3 認定更新生涯研修

社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度施行細則第8条に定める認定更新生涯研修及び受講単位は、次のとおりとする。

認定歯科衛生士の認定更新は、資格取得後5年の間に、下記の認定更新生涯研修により30単位を取得し、認定更新申請書（様式4）及び認定更新生涯研修記録（様式5）を提出する。

（認定更新生涯研修及び単位）

区分	対象研修	単位 (参加1回に付)	共著 共同演者
1 受講研修	日本歯科衛生士学会	6	
	国際学会等(IFDH、IADR、AAP)※※	6	
	認定分野Bの専門学会	6	
	認定分野Bの国際学会(IADH)※※	6	
	特定の関連学会	3	
	その他の関連学会	2	
	日本歯科衛生士会認定更新生涯研修	3	
	認定分野B認定更新研修	3	
	日本摂食・嚥下リハビリテーション学会 eラーニング修了 ※	5	
	その他（委員会の認めた研修）	3	
2 能動研修	日本歯科衛生士学会学術大会での演者・発表者	演者 10	共同演者 2
	国際学会等(IFDH、IADR、AAP)での演者・発表者※※	演者 10	共同演者 2
	認定分野Bの専門学会での演者・発表者	演者 10	共同演者 2
	認定分野Bの専門国際学会(IADH)での演者・発表者※※	演者 10	共同演者 2
	その他特定関連学会での発表	演者 6	共同演者 1
	その他関連学会での発表	演者 3	共同演者 1
	日本歯科衛生士学会雑誌論文筆頭者	著者 12	共著者 1
	認定分野Bの専門学会雑誌論文筆頭者	著者 12	共著者 1
	その他関連学会雑誌論文筆頭者	著者 6	共著者 1
	関連学会、教育研修機関等の講演、特別講演等	講師 5	
日本歯科衛生士会生涯研修制度の専門研修の講義、実習指導等	講師 5	実習指導 2	

(注) ① 認定分野Bの認定更新は、認定更新生涯研修受講単位30単位のうち、推薦母体の専門学会の受講研修、能動研修による単位20単位以上含むものとする。

② 受講研修におけるその他（委員会で認めた研修）は、1年間5単位を上限とする。

③ 学会等に参加し、なおかつ発表した場合は、単位数の多い方を優先し、参加と発表の単位を重複しての申請は認められないこと。

※ 在宅療養指導（口腔機能管理）、摂食・嚥下リハビリテーション分野の更新単位とし、他の認定分野には該当しないものとする。

※※ IFDH: International Federation of Dental Hygienists 国際歯科衛生士連盟

IADR: International Association for Dental Research 国際歯科研究学会議

AAP: American academy of Periodontology アメリカ歯周病学会

IADH: International Association for Disability and Oral Health 国際障害者歯科学会